



感染症対策のためのシャワー室を設置。職員用のシャワー室もあり、徹底した対策を行っています。



トイレは、子どもの症状に応じて使い分けできるよう2カ所設置しています。



隔離室



静養室



子どもが突然病気に…

そんなときは「病児保育センター」で一時的にお預かりします



保育士のがわさち 野川 沙知さん
看護師のすずき しまこ 鈴木 志真子さん

保護者の方が仕事と育児を両立できるよう責任を持ってお子さまをお預かりします。お困りの際はぜひご利用ください。

利用までの流れ

①事前登録

登録申請書を、病児保育センターまたは福祉事務所子ども政策係に提出します。
※緊急の場合は、登録申請書と利用申請書を併せて提出できます。
※事前登録しておけば、いざというときにすぐに利用できます。

②利用日の前日までに予約

医療機関を受診し「医師連絡票」を発行後、同センターに電話で予約をしてください。
※継続して利用される場合でも予約は毎回必要です。

③利用日当日

利用申請書、医師連絡票、利用料、着替え、食べ物（弁当や菓子類など）などの必要物をそろえて同センターにお越しください。
※当日でも空きがあれば利用可能です。
※予約のキャンセルは、利用当日の午前8時までに同センターへ電話でご連絡ください。

各申請書について

登録・利用申請書、医師連絡票は、病児保育センター、福祉事務所子ども政策係で配布しています。また、同センターホームページからダウンロードできます。

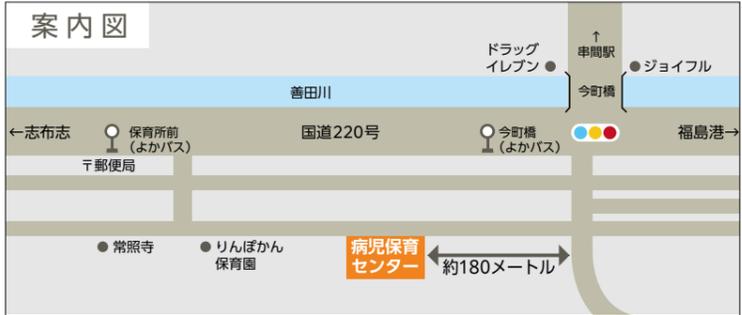


対象児
0歳児～12歳
(小学6年生まで)

利用日時
月～土曜…
午前8時～午後6時
(祝日・年末年始を除く)

利用料金
1日1,500円
(翻5時間未満は800円)

減免内容	5時間未満	5時間以上
生活保護を受けている保護者	無料	無料
市民税非課税の保護者 ※当年度分(4～8月は前年度)の市町村民税	400円	750円
3歳未満の利用児童の保護者 ※各月初日の年齢	400円	750円



子どもが病気で保育所に行けなくなってしまうけれど、仕事で面倒を見るのができない…。そんなときは「串間市病児保育センター」を利用してみませんか？
同センターでは、保護者が仕事などで病気の子どもの保育できない場合に、一時的にお預かりします。
今年度から利用時間の延長や短時間利用の料金追加などの変更があり、利用しやすくなりました。
本特集では、施設の紹介や利用までの流れなど、センターについて詳しく紹介します。

センター内は木材をふんだんに使用しており、温かみのある広々とした空間です。保育する部屋は、病気になり始めの子ども用の隔離室が1室、回復期にある子ども用の静養室が2室あります。各部屋にはゆとり休めるよう、外部の音や光を遮断できるシャッターを設置。また、空気清浄機のほか、ぜんそく発作用の吸入器や鼻水吸引器なども備えており、快適に安心して過ごせるように配慮しています。

病児保育とは？
子どもが病気がかかった際に、保護者が仕事などの理由で家庭での保育が困難で、かつ保育園などの集団保育が難しい場合に、専用の施設で看護師・保育士が一時的に保育する子育て支援制度です。
串間市病児保育センターについて
看護師1人、保育士1人の計2人が常駐していて、年齢、病気の程度に応じて保育を行っています。

問＝串間市病児保育センター (串間市大字西方 14887 番地) ☎ 71-1577 ・福祉事務所子ども政策係 ☎ 72-1123